

固定資産の減損会計②

固定資産の減損会計では、①資産のグルーピング、②減損の兆候の判定、③減損損失の認識の判定、④減損損失の測定 of 4つのステップにより検討が行われます。

今回は固定資産の減損会計のうち、②のステップの減損の兆候の判定について決算時の留意点をご紹介します。

減損の兆候の判定では、企業は通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、以下に示されるような減損の兆候のある資産又は資産グループを識別することとなります。

・**営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合**

⇒管理会計上『営業活動から生ずる損益』と『営業活動から生ずるキャッシュ・フロー』の両方を把握している場合には、『営業活動から生ずる損益』によって減損の兆候が判断されるとされています。また、『継続してマイナス』とは、概ね過去 2 期がマイナスであることを指しますが、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当とされています。また、『継続してマイナスとなる見込み』とは、前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すとされています。

・**使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合**

⇒事業の廃止又は再編成や当初の予定又は現在の用途と異なる用途への転用、遊休状態になり将来の用途が決まっていないこと、著しい陳腐化等の機能的減価が観察できること等が該当するとされています。

・**経営環境の著しい悪化の場合**

⇒市場環境、技術的環境、法律的環境の著しい悪化等が該当するとされています。

・**市場価格の著しい下落の場合**

⇒少なくとも市場価格が帳簿価格から 50%以上下落した場合が該当するとされています。

上記は年度決算における取扱いとなりますが、四半期決算においては、簡便的な取扱いとして、減損の兆候の把握にあたっては、使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせる意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうかについて留意することとされています。

以上